

佐賀労働局発表
令和7年6月27日（金）

【照会先】
佐賀労働局 労働基準部 労災補償課
課長 小山 毅士
労災管理調整官 松隈 圭
電話 0952-32-7193

令和6年度「過労死等の労災補償状況」を公表します

佐賀労働局（局長 城 寿克）は、令和6年度の当局管内における「過労死等（※）」の労災補償状況を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

これは、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害について、労災請求件数や「業務上疾病」として支給決定した件数（前年度受付繰越分を含む。）を取りまとめたものです。

（※）「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況【表1】

- ① 請求件数…………… 12件（前年度比6件の増）
- ② 給付の支給決定件数… 3件（前年度比同数）

2-1 精神障害に関する事案の労災補償状況【表2-1】

- ① 請求件数……………17件（前年度比14件の減）
- ② 給付の支給決定件数 … 9件（前年度比1件の減）

2-2 精神障害に関する出来事別の決定状況【表2-2】

精神障害については、発病の原因となる出来事には様々なものがあります。

主な出来事は、次のとおりです。

- ・「セクシュアルハラスメントを受けた」
- ・「上司とのトラブルがあった」
- ・「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」

佐賀労働局では、過労死等を防止するため、月80時間を超える時間外・休日労働が行われた疑いのある事業場に対し監督指導を実施しています。

また、11月の「過労死等防止啓発月間」においては、毎年、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、過労死等の防止について啓発を図っています。

職場のメンタルヘルス対策については、「事業場における心の健康づくり計画」の普及促進を図るとともに、佐賀県産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた支援や各種イベントによる意識啓発に取り組んでいます。

今後も、こうした取組を積極的に実施していくことで、過労死等の防止に努めていきます。

表 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
脳・心臓疾患	請求件数	2	4	6	6	12
	決定件数 注 1	2	2	4	4	7
	うち支給決定件数 注 2	0	0	2	3	3
	[認定率] 注 3	[00.0%]	[00.0%]	[50.0%]	[75.0%]	[42.9%]

注 1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

表 2 - 1 精神障害の労災補償状況

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精神障害	請求件数	17	15	19	31	17
	決定件数 注 1	21	14	10	20	29
	うち支給決定件数 注 2	7	5	6	10	9
	[認定率] 注 3	[33.3%]	[35.7%]	[60.0%]	[50.0%]	[31.0%]

注 1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

表 2 - 2 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事 注1	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		決定件数	うち支給決定件数	決定件数	うち支給決定件数	決定件数	うち支給決定件数
1 パワーハラスメント 注1	パワーハラスメントを受けた	1	1	3	1	2	1
2 セクシャルハラスメント	セクシャルハラスメントを受けた	1	1	2	2	6	2
3 事故・災害の体験	(重度の) 病気やケガをした	1	0	3	2	1	0
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	0	0	0	0	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	0	0	0	0	1	0
	配置換えがあった	0	0	0	0	1	0
5 仕事の失敗、過重な責任の発生等	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	0	0	0	0	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	1	1	0	0	0	0
	新規事業の担当になった、会社の立て直し担当になった	0	0	0	0	0	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	0	0	0	0	2	1
6 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	0	0	2	1	3	1
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	0	0	0	0	1	1
	2週間以上休むことによって職務履行を行った	1	1	1	1	0	0
7 対人関係	同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた 注2	1	1	2	1	0	0
	上司とのトラブルがあった	3	1	5	0	7	0
	同僚とのトラブルがあった	0	0	0	0	1	0
8 その他	その他	1	0	2	2	4	3
合 計		10	6	20	10	29	9

注 1 令和 2 年 5 月 29 日の認定基準の改正によりパワーハラスメントが追加された。

2 同改正により、「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」から変更された。